

# 04 未来の姿

## 04-1 ユネスコ世界ジオパークとしての役割

### 04-1-1 UGGp の基準

ユネスコ世界ジオパークの認定基準は、次のように定められています。

#### ◆ ユネスコ世界ジオパーク認定基準

① ユネスコ世界ジオパークは、国際的な地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・研究・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域でなければならない。ユネスコ世界ジオパークは、明確に定義された境界線と、その機能を全うするための適切な面積を持ち、また科学の専門家によって独立に確かめられた国際的に重要な地質遺産を含まなくてはならない。

② ユネスコ世界ジオパークは、当該地域の自然・文化遺産のあらゆる分野と関連したその遺産をもって、我々が暮らす変動する惑星の中で、社会が直面している重要課題への意識

を高める目的で活用されるべきである。そこには、地球科学的プロセス、地質災害、気候変動、地球の自然資源の持続的利用の必要性、生命の進化と先住民のエンパワーメントに関する、知識と理解の増大が含まれるが、それに限定されない。

③ ユネスコ世界ジオパークは、国の法令のもとで法的位置づけのある管理運営団体を有する地域でなければならない。管理運営団体は、ユネスコ世界ジオパークのエリア全体を十分に扱うために適切な能力を有するべきである。

④ 申請地域が世界遺産や生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）といった他のユネスコ認定サイトと重複する場合、要請は明確に根拠づけられ、かつ、ユネスコ世界ジオパークが他の認定と独立してブランド化されながら相乗効果を出すことで、その地域に、どう価値を附加できるのか証拠を示さなければならない。

⑤ ユネスコ世界ジオパークは、ジオパークの重要な利害関係者として、地域社会や先住民を積極的に巻き込むべきである。地域社会との連携のもと、地域住民の社会的・経済的ニーズに応え、彼らが住んでいる景観を保護し、彼らの文化的アイデンティティを保全する、共同管理運営計画が策定され実行される必要がある。すべての関連する地域・地域の関係者・公共機関は、ユネスコ世界ジオパークの管理運営に参加することが推奨される。科学と併せて、地域や先住民の知識・慣習・管理制度が、その地域の計画や管理に含まれるべきである。

⑥ ユネスコ世界ジオパークは GGNにおいて、経験と助言を共有し、共同プロジェクトに取り組むことが推奨される。GGNへの加盟は義務である。

⑦ ユネスコ世界ジオパークは、地質遺産の保護に関する地域や国内の法令を尊重しなければならない。ユネスコ世界ジオパークにおいて位置づけのなされた地質遺産サイトはいかなる申請にも先立って、法的に保護されなければならない。同時に、ユネスコ世界ジオパークは、地域や国内において地質遺産の保護を推進するために活用されるべきである。管理運営団体は、ユネスコ世界ジオパーク内において、化石・鉱物・磨かれた岩石・いわゆる「石の店」で通常見られるタイプの装飾用の石等の地質学的なものの売買に直接関わってはならず（いかなる産地のものであろうとも）、地質学的な物質の持続可能な取引全般を積極的に防ぐべきである。責任ある活動であり、サイトの管理運営として最も有効で持続的な手法の一部であるとはっきり説明ができる場合、ユネスコ世界ジオパーク内の自然再生可能なサイトから、科学や教育目的のために、地質学的な物質の持続可能な採集を許可できる場合がある。こうしたシステムに基づいた地質学的な物質の取引は、地域の実情を考慮した際にそのグローバル・ジオパークにとっての最良の選択肢として、

明確かつ公に説明され、根拠づけられ、監視される場合、例外として容認される場合がある。このような状況は、個々のケースごとにユネスコ世界ジオパーク・カウンシルによって承認されることが前提となる。

⑧ 審査や再認定では、これらの基準についてチェックリストを通じて確認する。



## 04-2 持続可能な開発目標（SDGs）

### 04-2-1 SDGs とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2030年を目標年に設定した、持続可能な開発のための17項目の目標と169項目のターゲットからなる、国際連合が示した行動指針です。

ジオパークはユネスコ（国際連合 教育科学文化機関）のプログラムであることから、このSDGsに協調して取り組むことが求められています。



## 04-2-2 本地域の対応項目

<p><b>貧困をなくそう</b></p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p> <p>1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害への暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p><b>メモ:</b>当地域の減災教育が該当。GGNのネットワーク活動で減災のノウハウを普及することで、国際的にも取組める項目</p>	<p><b>質の高い教育をみんなに</b></p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p><b>メモ:</b>ESDの活動がここに該当</p>	<p><b>働きがいも経済成長も</b></p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する</p> <p>8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。</p> <p><b>メモ:</b>GGNのガイドライン(貴重な岩石、鉱物の取引、販売の禁止)を順守することで寄り</p> <p>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p><b>メモ:</b>戦略性のある持続可能なツーリズムの実施により取組み可能</p>
<p><b>人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>国内および国際間の格差を是正する</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p><b>メモ:</b>女性参画の促進、アイヌ文化を紹介することで取組みが可能</p> <p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p><b>メモ:</b>さまざまな関係者の参画促進で取組みが可能</p>	<p><b>住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p> <p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者・被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p><b>メモ:</b>当地域の減災教育が最も寄与できる項目</p> <p>11.7 2030年までに、女性・子供・高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p><b>メモ:</b>ユニバーサルデザインの導入で取組み可能</p> <p>11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。</p> <p><b>メモ:</b>防災行政との連携により取組む項目</p>	<p><b>つくる責任 つかう責任</b></p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p> <p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p> <p><b>メモ:</b>田舎暮らしや、ESDの流れで実施</p> <p>12.b 雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p> <p><b>メモ:</b>戦略性のある持続可能なツーリズムの実施により取組み可能</p>
<p><b>気候変動に具体的な対策を</b></p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応的能力を強化する。</p> <p><b>メモ:</b>自然災害に対する強靭性は火山減災を含むものであり、取り組み可能。ESDも該当。</p>	<p><b>陸の豊かさも守ろう</b></p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止・逆転、生物多様性損失の阻止を図る</p> <p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p><b>メモ:</b>環境省と連携した保全がここに該当</p> <p>15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。</p> <p><b>メモ:</b>有珠山の森の生態系の教育普及がここに該当</p> <p>15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行なう。</p> <p><b>メモ:</b>帰化植物の駆除などで取り組むことで実施可能</p>	<p><b>パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>17.3 複数の財源から、開発途上国のために追加的資金源を动员する。</p> <p><b>メモ:</b>GGN会費がこの目的でユネスコ資金として充当</p> <p>17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知識、技術及び資金源を动员、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p> <p><b>メモ:</b>GGNの活動がこの項目に該当</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p> <p><b>メモ:</b>地域のパートナーシップがこの項目に該当</p>

## 04-3 将来のビジョン

### 04-3-1 これまでの活動

当地域のジオパーク活動の基礎は、そもそも 2000 年の有珠山噴火後の地域復興計画である、エコミュージアム構想から始まりました。2009 年に当地域が UGGP に認定されてから、10 年が経過しました。これまでの主な歩みは、右図のとおりです。



- 2000 年（平成 12 年） 有珠山噴火 人的被害なし、経済的損害 230 億円余
- 2001 年（平成 13 年） レイクトピア 21<sup>※1</sup> に、洞爺湖周辺エコミュージアム<sup>※2</sup> 構想策定部会設置
- 2004 年（平成 16 年） ユネスコの支援により世界ジオパークネットワーク（GGN）設立
- 2006 年（平成 18 年） レイクトピア 21 を発展的に解消、洞爺湖周辺エコミュージアム推進協議会設置
- 2007 年（平成 19 年） 日本ジオパーク連絡協議会設立（会長：糸魚川市長、副会長：壮瞥町長他）
- 2008 年（平成 20 年） ジオパーク認定に向け、洞爺湖周辺エコミュージアム推進協議会に、洞爺湖有珠山ジオパーク科学検討委員会を設置
- 9 月 日本ジオパーク委員会（JGC）による現地審査
- 12 月 洞爺湖有珠山地域が日本ジオパークに認定
- 2009 年（平成 21 年） 日本ジオパークネットワーク（JGN）設立（日本ジオパーク連絡協議会の組織替）
- 7 月 世界ジオパークネットワーク（GGN）による現地審査
- 8 月 洞爺湖有珠山地域が世界ジオパークに認定
- 2010 年（平成 22 年） 洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会設立
- 2012 年（平成 24 年） 日本ジオパーク再認定審査 → 再認定
- 2013 年（平成 25 年） 世界ジオパーク再認定審査 → 再認定
- 2015 年（平成 27 年） 世界ジオパークがユネスコの正式事業になる。
- 2016 年（平成 28 年） 日本ジオパーク再認定審査 → 再認定
- 2017 年（平成 29 年） ユネスコ世界ジオパーク再認定審査 → 2 年の条件付き再認定（イエローカード）
- 2018 年（平成 30 年） 日本ジオパーク再認定審査 → 再認定
- 2019 年（令和元年） ユネスコ世界ジオパーク再認定審査

※1 レイクトピア 21

1983 年（昭和 58 年）、洞爺湖周辺 6 市町村（当時）が、国や北海道に対する整備の要望や地域の調査研究を行うために発足した組織

※2 エコミュージアム

地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式などを展示品とみなし、住民参加型で地域全体を「屋根のない博物館」として活用する取り組み

### 04-3-2 運営体制の強みと弱み

当ジオパークは、4つの市町が一体となって、広域的な活動を推進しています。

ジオパークを公益性の高い取組みと考え、構成する自治体が職員を派遣し、予算の大部分は自治体が負担し運営しています。一方で、国外のジオパークで見られるような、入場料の徴収や、直営のガイドツアーといった、大きな収入事業は行っていません。これらを総合的に踏まえて、当地域の運営体制の強みと弱みについて、次のように分析します。



構成する自治体間が機能的に連携しており、運営体制が強固です。自治体が行う事業として公益性、信頼性が高く、理解や協力を得られやすい側面があります。また、教育や地域減災など、地域住民に向けた公益事業が充実しています。



自治体が運営を担っているため、ボトムアップ型の体制を意識的に導入しなければ、行政主導に陥りがちです。財源の大部分が自治体からの資金であることから、地域全体への効果性を常に求められ、時としてそれが活動の制約になります。また、民間と対立する収益事業を行いにくい側面があります。

### 04-3-3 2030年の姿と具体的な到達点

次ページに、SDGs の目標年である 2030 年における、当ジオパークの理想像と、そこに到るための具体的方法を記載します。



### —研究と保全分野の理想像—

研究者による研究成果は噴火への備えや大地の恵みのしくみの解明に活かされており、数あるジオサイトは、地域の子どもたちの学びの場や住民や旅行者の憩う観光スポットとして、多くの人が訪れています。

▶国内外の研究者や学生たち、火山マイスター や地元住民たちによる継続的な調査・研究活動と、官学民協働の情報発信によって当地域の価値が正しく評価され、その学術的重要性と持続可能な保全方針を地元住民や来訪者と広く共有できる仕組みを確立します。

### —災害リスクの軽減（減災）分野の理想像—

将来の噴火に備え、犠牲者を一人も出さないという共通の目的意識のもと、住民一人ひとりが有珠山と上手に付き合い、安心して暮らすことをめざし続けており、そのノウハウは世界中の火山地域で活かされ、交流が進んでいます。ジオパーク発足後に初めて迎えた次の有珠山噴火でも、大きな減災を達成できているでしょう。

▶当地域の減災文化をさらに醸成し、火山マイスターなど地域の防災リーダーを増やすとともに、噴火を乗り越えていくため、官学民そしてメディアの協働による豊かで安全な社会システムを構築していきます。

### —教育（学校・社会）分野の理想像—

地元の子ども達が地域の魅力を語れる最高のプレゼンターとなっています。

▶幼い頃から有珠山の噴火の脅威と恩恵の両方を学び、地元のおいしい農産物や魚介類を味わうことで、火山と大地の恵みとの関係に興味を持ち、生まれ育った当地域への郷土愛を育む教育環境を整えます。国内・海外からの滞在型野外学習ツアーに取り組み、地元の子どもたちとの相互交流を推進します。



### —ジオツーリズム分野の理想像—

当地域だけの特別な価値を見い出し、何度も訪れる生粋のファンをはじめ、大地の変動を感じられる場所として火山のない国からも注目されるようになり、年間を通して旅行者が絶えません。じっくりと周遊観光を楽しむ長期滞在型ジオツーリズムの形も普及しています。

➡ 時代の移り変わりに適応し、当地域ならではの魅力が存分に生かされる多彩なアクティビティやツアーを企画し、来訪者のニーズに応じるガイドの育成と技術の向上に努めます。また、滞在型野外学習ツアーコースなど、さらなる開発と多様なプログラムを提供するための素材作りに取り組みます。

### —産業連携（地域振興）分野の理想像—

ジオパークをきっかけにさまざまな企業や店舗が顧客を獲得し、継続して安定した利益を得ることができるようになり、地域全体が活気に溢れ、地元の住民がこの地域に誇りを持って暮らしています。

➡ 市町村の枠を越えて、さまざまな人たちが多様に連携し、チームとなって特産品など地域の魅力をアピールし、盛り上げていく地域づくりを進めます。

### —ネットワーク活動分野の理想像—

当地域の認知度が高まり、地域外のファンも増え、たくさんの地域との交流があります。北海道のジオパークが増え、当地域を中心となり。交流を通して新たな刺激や発見が得られ、客観的に当地域の良さを再認識できたことで、人々が愛郷心で結ばれ、魅力的なまちづくりができます。

➡ 当地域の魅力を積極的に発信し、火山・ジオパーク・国内・道内等、さまざまな繋がりを通してネットワークの輪を広げていきます。お互いの取り組みや課題を共有し、当地域の活動に活かすとともに、新たな取り組みやビジネスに発展させていきます。

## 04-4 重点プロジェクト

### 04-4-1 2023～2026 の重点プロジェクト

当地域の持続可能な開発ポリシー（28 頁）を実現するために、効果性、評価の高いこれまでの活動を今後も継続するとともに、今後 4 年間（2023 - 2026）の重点プロジェクトとして、下記を実施します。

この項目は、UGGp の再審査年を起点とする 4 年毎に更新します。

#### ① ジオパーク・アドベンチャーツアー事業

2023年に北海道で開催する「アドベンチャー・トラベル・ワールドサミット」に合わせて、ジオパークで体験できる新たなツアープログラムを立ち上げ、継続的な展開を目指します。

- ・規制区域の入域も含めた、ガイド同行による限定ガイドツアーの実施検討
- ・安定的な受け入れ態勢の検討、まち歩きなど宿泊施設発着ツアーや企画
- ・ジオパークのガイドの活動範囲、安全管理等の基準検討

#### ② マーケティングをベースとしたビジュアル・プロモーション事業

対象者の関心に対応した情報発信を基礎とし、普及媒体のデザイン性向上を図るとともに、Web 情報や空撮映像等の新技術を用いた効果的なプロモーションを実施します。

- ・明確な客層、目的、動線を把握するためのマーケティング調査を実施
- ・調査で得られたデータを基礎とした視覚に訴えるプロモーションの展開
- ・収集・撮影した映像資料を多くの方に利用してもらう仕掛けの拡充と継続的運用

#### ③ 地域産品の GI（地理的表示）促進事業

地域産品の「ブランド化」「高付加価値化」に役立つ、科学的情報の提供を拡充するとともに、生産者や事業者にメリットを感じてもらえる着地型のプロジェクトを推進します。

- ・ジオパークによる学識者とのネットワークを利用した産業に役立つ研究成果の収集

- ・地域事業者の GI 認証取得に向け、産業振興担当部局と連携した情報支援の実施
- ・パイロットプロジェクトの試行

#### ④ 減災教育の基盤強化事業

世界的に評価の高い当地域の減災教育活動について、地域における教育利用を拡充するとともに、増加する教育旅行の依頼に対応できるよう活動の支援を行います。

- ・既存の学校や団体に向けた講師派遣の利用促進
- ・認定制度の効果的な情報発信による継続的な火山マイスター受験者の確保
- ・安全管理、正確な情報提供、満足度の向上等を目的とした研修機会の提供









日本には、地震や噴火など大地の変動をテーマとするジオパークが多くありますが、過去 350 年間に 9 回の噴火を経験している当地域は、その代表格と言えるでしょう。私たちのジオパーク活動の基本理念は、火山の恵みを享受・活用するとともに、災害の経験を次世代に伝え、次の災害に備えることで「火山との共生」を実現していくことです。当地域は、ユネスコ世界ジオパークの中でも、活火山との共生を先導的に推進している地域であると、強く認識しています。地域の皆さんにも、当地域のジオパーク活動に、さらなるご理解とご協力を願いいたします。

2019 年 3 月

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

会長 真屋 敏春

◆写真提供

横山光 (P76)

三松正夫記念館 (P20、P21 and P22)

高臣陽太 (P18)

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

〒049-5721

北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142 観光情報センター内

Tel : 0142-82-3663

Web : <https://www.toya-usu-geopark.org>

